

稲 美 町

心身障がい者（児）福祉のしおり



令和 8 年度版

稲美町 地域福祉課 障がい福祉係

《電話 079-492-9136》

～ 目 次 ～

I 相談の窓口

□稲美町役場	・・・2
□行政機関（兵庫県）	・・・2
□その他の機関	・・・3
□障がい者基幹相談支援センター	・・・3
□障がい者への虐待の相談	・・・4
□相談員	・・・4
□こどものきこえに関する相談	・・・4

II 障害者手帳の交付

□身体障害者手帳	・・・5
□療育手帳	・・・5
□精神障害者保健福祉手帳	・・・6

III 在宅サービス

□障害福祉サービス	・・・7
□障害福祉サービス事務所検索	・・・8
□訪問入浴サービス	・・・8
□訪問指導	・・・8
□補装具費の支給	・・・8
□軽・中度難聴児補聴器購入助成	・・・9
□日常生活用具の給付	・・・9
□小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	・・・9
□住宅改造助成	・・・9

IV 年金・手当の支給

□重度心身障害者（児）介護手当	・・・10
□特別障害者手当	・・・10
□障害児福祉手当	・・・10
□特別児童扶養手当	・・・10
□児童扶養手当	・・・10
□障害基礎年金	・・・10
□障害年金生活者支援給付金	・・・10
□特別障害給付金	・・・11
□外国籍障害者等福祉給付金	・・・11

V 医療費の助成（給付）

□自立支援医療【更生医療】の給付	・・・12
□自立支援医療【育成医療】の給付	・・・12
□自立支援医療【精神通院】の給付	・・・12
□指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成	・・・12

□重度障害者医療費助成、 高齢重度障害者医療費助成	・・・13
------------------------------	-------

VI 社会参加の促進

□障害者通所費用助成事業	・・・14
□駐車禁止除外指定車標章の交付	・・・14
□兵庫ゆずりあい駐車場制度	・・・15
□障害者有料道路通行料金の割引	・・・15
□福祉タクシー利用券の交付	・・・15
□ヘルプカード・ヘルプマーク	・・・16
□障害者自動車運転免許取得費助成	・・・16
□障害者自動車改造費助成	・・・16
□NHK放送受信料の減免	・・・17
□手話通訳者派遣事業	・・・17
□要約筆記者派遣事業	・・・17
□避難行動要支援者支援制度	・・・18
□携帯電話基本料金等の割引	・・・18
□障がい児・者歯科診療	・・・18

VII 税金の減額・免除

□住民税	・・・19
□所得税	・・・19
□贈与税	・・・19
□相続税	・・・19
□個人事業税	・・・20
□自動車税	・・・20
□軽自動車税	・・・20

VIII その他の制度

□交通費の割引	・・・21
□サポートファイル「アーチ」	・・・22
□郵便料金の減免	・・・22
□社会福祉協議会の事業	・・・23
□成年後見制度	・・・24
□就労相談・紹介・訓練等	・・・25

福祉施策一覧表

・・・	26
-----	----

身体障害者障害程度等級表

・・・	28
-----	----

I 相談の窓口

□稲美町役場・・・〒675-1115 稲美町国岡1丁目1番地(電話079-492-1212、FAX079-492-8030)

窓口		相談内容	電話番号(直通)	FAX 番号
地域福祉課 健康福祉課	①障がい福祉係	全般的な相談、手帳の交付 在宅サービス	492-9136	492-8030
	②地域福祉係	医療費の助成 社会参加の促進		
	③高齢福祉係	住宅改造助成	492-9137	
	④地域包括支援センター	訪問指導	492-9150 492-6768(FAX)	
⑤こども課		特別児童扶養手当 児童扶養手当	492-9155	492-7792
⑥住民課		障害基礎年金等	492-9135	
⑦税務課	住民税係(住民税)	税金の減額・免除	492-9132	
	資産税係 軽自動車税		492-9133	

□行政機関(兵庫県)

窓口		相談内容	電話番号	FAX 番号	所在地
⑧	加古川健康福祉事務所 地域保健課	難病に関する相談 精神保健に関する相談	(079) 422-0003	(079) 422-7589	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町 天神木 97-1
⑨	県立身体障害者 更生相談所	身体障害者手帳交付 補装具の判定	(078) 927-2727	(078) 927-2745	〒651-2134 神戸市西区曙町 1070
⑩	県立知的障害者 更生相談所	知的障害者の全般的 な相談	(078) 242-0737	(078) 242-0736	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目 1-1 兵庫県福祉センター3階
⑪	兵庫県 中央こども 家庭センター	療育手帳の判定	(078) 923-9966	(078) 924-0033	〒673-0021 明石市北王子町 13-5
⑫	加古川税務署	所得税、贈与税、 相続税	(079) 421-2951	—	〒675-8567 加古川市加古川町木村 字木寺 5-2
⑬	加古川 県税事務所	個人事業税	(079) 421-9902	(079) 421-4732	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町 天神木 97-1
		自動車税	(079) 421-9271		
⑭	ハローワーク 加古川 (加古川公共職 業安定所)	職業相談・紹介・ 訓練等	(079) 421-8609 (代) 421-9125	—	〒675-0017 加古川市野口町良野 1742
⑮	県立総合 リハビリテーションセンター	機能訓練等	(078) 927-2727	(078) 928-7590	〒651-2181 神戸市西区曙町 1070

□その他の機関

窓口		相談内容	電話番号	FAX 番号	所在地
①⑥	障がい者基幹相談支援センター	障がいの相談支援・制度案内等	(079) 492-5577	(079) 492-6160	〒675-1105 加古郡稲美町加古
①⑦	稲美町社会福祉協議会	生活困窮・生活福祉資金貸付・日常生活自立支援事業の相談等	(079) 492-8668	(079) 492-9170	4369-3 稲美町障害者ふれあいセンター内
①⑧	兵庫県 身体障害者福祉協会	兵庫県在宅重度障害者生活環境改善資金貸付	(078) 242-4620	(078) 242-4260	〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2丁目1-1
①⑨	神戸家庭裁判所 姫路支部	成年後見制度	(079) 281-2079	—	〒670-0947 姫路市北条1丁目250
②⑩	加古川はぐるま福祉会 加古川障害者就業・生活支援センター	就業相談・実習支援・定着支援等	(079) 438-8728	(079) 438-0515	〒675-0002 加古川市山手1丁目 11-10
②⑪	加古川年金事務所	障害基礎年金等	(079) 427-4740	(079) 421-4138	〒675-0031 加古川市加古川町北在家 2602
②⑫	兵庫県こどものきこえ 相談センター	18歳未満のきこえに関すること	(078) 600-0556	(078) 805-4192	〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目 1-1 灘区民ホール 2F

□障がい者基幹相談支援センター ①⑥

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、専門の相談員による障がいの種別や手帳の有無に関係なく、さまざまな困りごと・悩みごとなどの相談支援や制度の案内などを総合的に行っています。

どこに相談したらよいのかわからないときは、まずこちらのセンターに相談ください。日常生活で困っていること、将来への不安、障がい福祉サービスの利用などが、電話やメールでも相談できます。

役 割：専門の相談員が相談内容を聞いて一緒に考えます。

- (1) 悩み事を一緒に考える
- (2) みんなで相談支援する仕組みづくり
- (3) 自宅で生活することの支援
- (4) 権利を守ること、虐待を防ぐことの支援

場 所：稲美町加古 4369-3 障害者ふれあいセンター2 階

時 間：月～金曜日 8：30～17：15 ただし、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

連絡先：TEL 079-492-5577 FAX 079-492-6160

Email kikansoudan@inami-shakyo.or.jp

□障がい者への虐待の相談

障害者福祉施設の従業員や雇用されている事業主から虐待を受けた人は、町に届出ができます。

また、障がいのある人への虐待を発見した場合などは、町への「通報」の義務があります。

★ 窓 □ ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□相談員

◎稲美町心身障がい者（児）相談員 《問合先 ⑯障がい者基幹相談支援センター》

①身体障がい者の中から稲美町長が適任者に委嘱し、各種相談に応じています。

②知的障がい者の保護者の中から稲美町長が適任者に委嘱し、各種相談に応じています。

◎兵庫県精神障害者相談員 《問合先 ⑯障がい者基幹相談支援センター》

精神障がい者及びその家族等の中から兵庫県知事が適任者に委嘱し、各種相談に応じています。

◎民生委員・児童委員 《窓口 地域福祉課 ②地域福祉係》

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員が、各地域で心身障がい者（児）からの相談に応じています。

□こどものきこえに関する相談

新生児聴覚スクリーニング検査でリファ（要精密検査）と指示された乳幼児から 18 歳までの「きこえない、きこえにくい」おこさんやご家族、支援者の方々に対して、検査やその後の対応へのアドバイスや情報提供を行います。軽度難聴児から高度難聴児、一側性難聴（片耳難聴）児を含めた、おこさんのきこえ全般への相談支援を行っています。

また、補聴器・人工中耳・人工内耳についての相談も行っています。

※身体障害者手帳（聴覚障害）の有無は問いません。

★ 窓 □ ★ ⑲兵庫県こどものきこえ相談センター （休館日：月・日・祝）



Ⅱ 障害者手帳の交付

□身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、各種の福祉制度及び援護を受けるときに必要な手帳です。身体障害者手帳には、障がいの程度により 1 級から 7 級まで（※手帳が交付されるのは 6 級までです）の区分があり（等級表 P28～P29 参照）、その等級、部位によって援護の内容が異なる場合があります。申請書は、稲美町役場を経由し兵庫県立身体障害者更生相談所へ提出します。

手 続 内 容	手続に必要な書類
交 付 申 請 (新規)	『身体障害者（児）手帳交付申請書』、『写真（たて 4cm よこ 3cm）』 『身体障害者診断書・意見書』（ <u>指定医師の診断に限ります</u> ）
手帳を破損又は 紛失した場合	『身体障害者（児）手帳再交付申請書』、『写真（たて 4cm よこ 3cm）』 『旧手帳』（破損した場合）、『申立書』（紛失した場合）
等 級 の 変 更	『身体障害者（児）手帳再交付申請書』、『写真（たて 4cm よこ 3cm）』 『身体障害者診断書・意見書』（ <u>指定医師の診断に限ります</u> ） 『旧手帳』
住所・氏名の変更	『身体障害者（居住地・氏名）変更届』、『旧手帳』
転出する場合	※転出先で「住所・氏名の変更」の届出をしてください。
死亡した場合	『身体障害者手帳』

(注) すべてにマイナンバーカード等が必要です。申請書などの必要書類は役場に備えています。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある人が各種の援護サービスを受けやすくするために交付される手帳です。療育手帳には障害程度の判定に基づき A、B1、B2 の区分があります。申請書は、稲美町役場を経由し兵庫県立知的障害者更生相談所（18 歳以上）・兵庫県中央こども家庭センター（18 歳未満）へ提出します。

手 続 内 容	手続に必要な書類
交 付 申 請	『療育手帳交付（更新）申請書』、『写真（たて 4cm よこ 3cm）』 ※本人が 18 歳以上の場合は成育歴等がわかる書類の提出が必要です。
手帳を破損又は 紛失した場合	『療育手帳再交付申請書』、『写真（たて 4cm よこ 3cm）』 『旧手帳』（破損した場合）、『申立書』（紛失した場合）
住所・氏名の変更	『療育手帳変更（返還）届』、『旧手帳』
転出する場合	※転出先で「住所・氏名の変更」の届出をしてください。
死亡した場合	『療育手帳変更（返還）届』、『療育手帳』

(注) すべてにマイナンバーカード等が必要です。申請書などの必要書類は役場に備えています。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

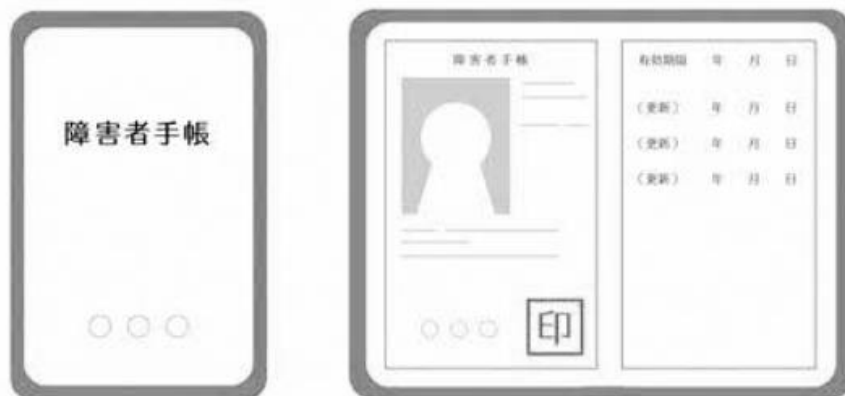
□精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいの状態にあることを証明するもので、病気や障害の程度により 1 級から 3 級までの区分があります。申請書は稲美町役場を経由し、兵庫県精神保健福祉センターへ提出します。

手 続 内 容	手続に必要な書類
新 規 申 請 更 新 申 請 再 申 請	『精神障害者保健福祉手帳交付申請書』、『診断書（手帳用）』 または、『精神障害者保健福祉手帳交付申請書』、『障害年金証書（写し）』、『直近の振込み通知書（写し）』、『同意書』、『写真（たて 4 cm よこ 3 cm）』
手帳を破損又は紛失した場合	『精神障害者保健福祉手帳再交付申請書』、『写真（たて 4 cm よこ 3 cm）』 『旧手帳』（破損又は汚損した場合）
等 級 の 変 更	『障害等級変更申請書』、『診断書（手帳用）』、『写真（たて 4 cm よこ 3 cm）』 『旧手帳』
住所・氏名の変更	『居住地等変更届』、『旧手帳』
県外、神戸市からの転入	『精神障害者保健福祉手帳交付申請書』、『居住地等変更届』、『手帳（写し）』 『写真（たて 4 cm よこ 3 cm）』
転出する場合	※転出先で「住所・氏名の変更」の届出をしてください。
死亡した場合	『返還届』、『精神障害者保健福祉手帳』

(注) すべてにマイナンバーカード等が必要です。 申請書などの必要書類は役場に備えています。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係



Ⅲ 在宅サービス

□障害福祉サービス

障がい者(児)が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスが利用できます。
利用したいサービスによっては、あらかじめ「障害支援区分認定」を受ける必要があります。

★ 対 象 者 ★ 原則として障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けている人、または難病患者等。
なお、介護保険対象者は介護保険サービスが優先されます。

※18歳未満の人は「障害支援区分認定」を受ける必要はありません。

★サービス内容★ ○訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、短期入所など
○日中活動系サービス：生活介護、就労移行支援、就労継続支援など
○居住系サービス：施設入所支援、共同生活援助、自立生活援助など

★利用者負担★ 原則サービス費用の1割負担です。その世帯の所得に応じて、1か月の負担上限額が定められます。食費、光熱水費、家賃などは実費負担となります。

★ 申 請 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

★ 相 談 窓 口 ★ ⑯障がい者基幹相談支援センター(サービス全般について相談できます。)

《 障害福祉サービス 利用までの流れ 》

1. 申請(相談)

具体的な利用希望サービスが決まったら、障がい福祉係の窓口で申請します。
※申請前に相談支援事業者を選択し、計画作成に関する依頼が必要です。

2. 相談支援事業者と契約

申請者は、計画相談支援の利用に関する契約を相談支援事業者と結んでください。

3. 調査

障害支援区分の認定が必要な場合は、障害認定調査員が利用者の心身等の状況について、訪問調査を行います。区分の認定が不要な場合は、窓口等で簡易な聞き取り調査をさせていただきます。

4. サービス等利用計画案の作成・提出

2.で契約した相談支援事業者が自宅等を訪問し、生活の悩みや希望するサービス等の内容を聞き取ります。聞き取った内容と認定された障害支援区分を踏まえて、相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、障がい福祉係へ提出します。

5. 支給決定・受給者証の交付

障害支援区分やサービス等利用計画案、サービスの利用意向を踏まえて、支給する障害福祉サービスの内容を決定します。支給が決定した人には「支給決定通知書」及び「受給者証」を発行します。

6. 事業者と契約

申請者は受給者証を利用予定の事業者に提示して利用を申し込み、契約をします。

7. サービス利用

申請者は、サービスの利用をスタートします。

□障害福祉サービス事業所検索

フォーシティーズマップ
「 4 citiesmap 」

東播磨エリア（稲美町・播磨町・加古川市・高砂市）にある障害福祉事業所の一覧が掲載されています。サービスやエリアからご希望の事業所を検索することができます。



ワムネット
「 WAM NET 」

福祉保健医療関連の情報を総合的に提供するサイトです。日本全国の障害福祉事業所等の情報を検索することができます。



□訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度身体障がい者の家庭に移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。

★対象者★ 介護保険対象外の在宅重度身体障がい者（児）

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□訪問指導

保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士・作業療法士等が訪問し、家庭での介護や訓練、日常生活の工夫についてアドバイスします。

★ 窓 □ ★ 稲美町役場 健康福祉課 ④地域包括支援センター

□補装具費の支給

身体障がい者（児）及び難病患者等の身体の障がいを補うための補装具費を支給します。

障害の内容	補装具の種類
視 覚 障 害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、下肢装具、体幹装具、上肢装具、車いす、歩行器など

※手帳に記載された障がい内容と補装具の種目が一致していなければなりません。

※県立身体障害者更生相談所での判定が必要な場合があるため、お早めにご相談ください。

※自費購入に対しての補助はできません。必ず事前申請が必要です。

※介護保険など他法優先となります。

★自己負担★ 原則1割負担ですが、町民税非課税世帯の人の利用者負担は無料になります。ただし、基準額を超過している場合は、その差額は自己負担になります。

★ 窓 □ ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□軽・中度難聴児補聴器購入助成

軽・中度難聴児の方のために補聴器を購入されたとき、購入費の一部を助成します。必ず購入前に申請してください。(購入後の助成はできません)

★ 対 象 ★

- (1) 保護者等が町内に住所を有する人
- (2) 18歳未満である人(18歳に達した日以降の3月31日までの間にあること)
- (3) 身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満の人
- (4) 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断している人

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□日常生活用具の給付

重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

※自費購入に対しての補助はできません。必ず事前申請が必要です。

※手帳の内容・等級によって給付できる種目が決まっています。詳しくは、お問い合わせください。

★給付種目★ 特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ装具など

※自家発電機・蓄電池・暗所視支援眼鏡等も対象になっています。

★自己負担★ 原則1割負担ですが、町民税非課税世帯の人の利用者負担は無料になります。(一部種目を除く)ただし、基準額を超過している場合は、その差額は自己負担になります。また一定所得以上の人は該当しません。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に用具を給付します。必ず事前申請が必要です。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□住宅改造助成

日常生活に介護を要する高齢者及び心身障がい者(児)が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、住宅の改造に要する費用を助成します。

工事着工後の助成はできませんので、必ず工事計画前にご相談ください。

★ 対 象 者 ★ (1) 介護保険制度の要介護、または要支援認定を受けた人

(2) 障害者手帳(身体・療育)の交付を受けた人(※)

※障がい者ご本人の身体などの状況により、該当しない場合があります。

★対象箇所★ 浴室、洗面所、トイレ、玄関等

※身体の負担を軽減する直接的な工事経費のみが助成対象になります。

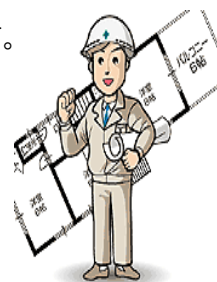
★ 助 成 ★ 世帯の所得状況により、助成対象経費の1/3～3/3を助成

※所得制限により助成が受けられない場合があります。

※対象者(1)の人は、介護保険制度の住宅改修を併用します。

※対象者(2)の人で、障害福祉制度の住宅改修助成対象者となる場合は併用します。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 健康福祉課 ③高齢福祉係

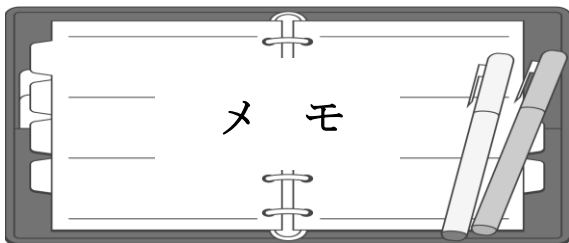


IV 年金・手当の支給

名称	受給資格・要件	支給内容（金額等）	支給月	窓 口
重度心身 障 害 者 （児）介 護 手 当	居宅において6か月以上寝たきりの状態にある、65歳未満の障害者手帳（身体 1・2 級及び療育A判定）を交付されている人の介護者（施設入所者及び継続して3か月以上を超えて入院している人を除く）	・支給月額－12,000 円	2 月 5 月 8 月 11 月	地域福祉課 ①障がい福祉係
特別障害 者 手 当	20歳以上の心身に重度の障がい を有するため、日常生活において常 時介護を必要とする人（施設入所者 及び継続して 3 か月を超えて入院 している人を除く） ※所得制限有	・支給月額－30,450 円		
障害児福 祉 手 当	20歳未満の心身に重度の障がい を有するため、日常生活において常 時介護を必要とする人（施設入 所者を除く） ※所得制限有	・支給月額－16,560 円		
特別児童 扶養手当	身体または精神にある程度の障が いのある 20 歳未満の児童を監護 する父若しくは母、または父母に かわってその児童を養育している 人（施設入所者を除く） ※所得制限有	○支給月額 ・ 1 級－58,450 円 ・ 2 級－38,930 円	4 月 8 月 11 月	⑤こども課
児童扶養 手 当	父または母が重度の障がい者で、 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある方、又は 20 歳未満で一定の障害がある方を養 育している父または母など ※所得制限有	○支給月額 児童 1 人 48,050 円 （所得により 48,040 円～11,340 円） 児童 2 人目以降上記に 11,350 円 （所得により 11,340 円～5,680 円）	5 月 7 月 9 月 11 月 1 月 3 月	
障害基礎 年 金	身体または精神に障がい を有する 20 歳以上の人 ※所得制限有 ・ 国民年金法障害 1 級認定者 ・ 国民年金法障害 2 級認定者	○支給年額 昭和 3 1 年 4 月 2 日以後生まれの人 ・ 1 級－1,059,125 円 ・ 2 級－ 847,300 円 昭和 3 1 年 4 月 1 日以前生まれの人 ・ 1 級－1,056,125 円 ・ 2 級－ 844,900 円 ○子の加算額（1 人につき） ・ 第 1 子・2 子－243,800 円 ・ 3 人目以降－ 81,300 円	2 月 4 月 6 月 8 月 10 月 12 月	②加古川年金事務所
障害年金 生活者支 援給付金	障害基礎年金を受給している人 ※所得制限有	○支給月額 ・ 1 級－7,025 円 ・ 2 級－5,620 円	2 月 4 月 6 月 8 月 10 月 12 月	
※初診日において厚生年金に加入していた人は、年金事務所に相談してください。（Tel079-427-4740）				

(相談窓口の連絡先は2・3ページに掲載しています)

名称	受給資格・要件	支給内容（金額等）	支給月	窓口
特別障害 給付金	国民年金の任意加入期間に加入し なかったことにより障害基礎年金 を受給できない人 ・平成3年3月以前に国民年金任 意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前に国民年金任 意加入対象であった被用者等の配 偶者 <u>※所得制限有</u>	○支給月額 ・1級に該当する人—58,650円 ・2級に該当する人—46,920円	2月 4月 6月 8月 10月 12月	㉓ 加古川年金事務所
外国籍障 害者等福 祉給付金	昭和61年4月1日以前生まれ(日 本国籍者)と昭和37年1月1日 以前生まれ(外国籍者)の障害者手 帳を有する重度・中度障がい者で障 がい発生時に国民年金に制度上加 入できなかった人 <u>※所得制限有</u>	○支給月額 昭和31年4月2日以後生まれの人 ・重度—88,260円 ・中度—70,608円 昭和31年4月1日以前生まれの人 ・重度—88,010円 ・中度—70,408円	1月 4月 7月 10月	㉔ 住民課



V 医療費の助成（給付）

□自立支援医療【更生医療】の給付

身体障がい者の更生に必要な医療であり、その障がいを除去または軽減する手術等の治療によって確実に職業能力の増進や日常生活を容易にすることを目的とした医療を、指定医療機関で行い、その医療費の一部を助成します。

※医療内容が手帳の障害名・部位と一致していなければいけません。

★対象者★ ○障害者手帳（身体）の交付を受けている 18 歳以上の人

★自己負担★ ○原則 1 割負担ですが、町民税非課税世帯の人、または高額治療継続者には上限が設定されます。また高額治療継続者でない一定所得以上の人は該当しません。

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□自立支援医療【育成医療】の給付

身体に障がいのある子どもが、その障がいを除去または軽減する手術等の治療によって、確実に生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で行い、その医療費の一部を助成します。

★対象者★ ○18 歳未満の障がいのある子ども

★自己負担★ ○原則 1 割負担ですが、町民税非課税世帯の人、または高額治療継続者には上限が設定されます。また高額治療継続者でない一定所得以上の人は該当しません。

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□自立支援医療【精神通院】の給付

精神に病気を持つ人の指定医療機関の通院にかかる医療費の一部を助成します。

★対象者★ ○精神科医療を継続して必要とする人

★自己負担★ ○原則 1 割負担ですが、町民税非課税世帯の人、または高額治療継続者には上限が設定されます。また高額治療継続者でない一定所得以上の人は該当しません。

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成

対象者の医療費（外来・入院・調剤・訪問看護）の一部を助成します。

★対象者★ ○対象疾病にかかっている人で、国の定める重症度分類の基準を満たす人
※小児慢性は 18 歳未満（20 歳になる前日まで延長可能）

★自己負担★ ○町民税額に応じて異なります。

★窓 □★ ⑧加古川健康福祉事務所 地域保健課



□重度障害者医療費助成、高齢重度障害者医療費助成

健康保険に加入している重度障がい者を対象に医療費（保険診療に限る）を助成します。

医療機関ごとに上限（下表のとおり）を超えた医療費を助成します。

- ★対象者★
- 障害者手帳（身体 1 級、2 級、心臓機能障害に係る等級が 3 級）の交付を受けている人
 - 障害者手帳（療育 A 判定、B1 判定）の交付を受けている人
 - 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級）の交付を受けている人

※所得制限がありますので、該当しないことがあります。

※0 歳から 18 歳（18 歳になって最初の 3 月 31 日までの児童）までの対象者は、医療費が無料となる「乳幼児等（こども）医療費受給者証」を優先して交付します。

【月額上限負担額】

区分	外来	入院
一 般	600 円/日	1 割
	月 2 回まで	2,400 円/月
低所得	400 円/日	1 割
	月 2 回まで	1,600 円/月

※連続しての入院の場合、4 か月目から無料となります。

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ②地域福祉係

「（高齢）重度障害者医療費受給者証」や「乳幼児等（こども）医療費受給者証（※）」、「自立支援医療」、「指定難病」、「小児慢性特定疾病」などに該当する人は、医療機関等の窓口で関係する受給者証をすべて提示してください。

※乳幼児等（こども）医療費受給者証については、⑤こども課でお問い合わせください。

Ⅵ 社会参加の促進

□障害者通所費用助成事業

障がい福祉サービス事業所等の施設に通所する障がい者に対し、通所に係る費用を助成することで、経済的な負担軽減を行います。

- ★ 対象者 ★ 鉄道定期券やバス定期券等を購入し、生活介護事業所や就労継続支援事業所等の施設に通所する人
- ★ 補助額 ★ 月額上限 10,000 円
(鉄道定期券の 1/2 の額、バス定期券の 1/2 の額、事業所が月あたりの金額を設定している送迎利用料の 1/2 の額を合算できます。)
- ★ 申請時期 ★ 毎年 3 月
※対象となる定期券のコピーが必要になります。コピーの保管をお願いいたします。
- ★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□駐車禁止除外指定車標章の交付

障害者手帳の交付を受けた人が自ら運転、または障害者手帳の交付を受けた人が乗降車する場合に駐車禁止指定区域内において駐車禁止を除外される標章の交付を受けることができます。

- ★ 対象者 ★ (1)次の障害者手帳(身体)の交付を受けている人
 - 視覚、下肢、心臓、じん臓、小腸、呼吸器機能障がい、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害の 1～4 級
 - 肝臓機能障害の 1～3 級
 - 聴覚、平衡、体幹、ぼうこうまたは直腸の機能障害の 1～3 級
 - 上肢機能障害の 1～2 級(ただし 2 級の場合は、「両上肢の機能の著しい障害」又は「両上肢のすべての指を欠く障害」に限る)
 - 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害上肢機能の 1・2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
 - 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害移動機能の 1～4 級
- (2)障害者手帳(療育 A 判定)の交付を受けている人
- (3)障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳 1 級)の判定の交付を受けている人

★申請に必要な書類★

- 障害者手帳(身体・療育・精神)(又はそのコピー)
※手帳のコピーは、氏名・住所・障害名・等級などが記載された頁が必要です。
- 代理申請の場合は、委任状と代理の人の身分証明書となるものが必要です。

- ★申請窓口★ 兵庫県内の各警察署・兵庫県警察本部交通規制課
平日(行政庁の休日除く)9時から16時まで

- ★問合せ先★ 加古川警察署(電話 079-427-0110)
〒675-0101 加古川市平岡町新在家 1224-13
※不明の場合、事前に確認してください。

パソコンでのオンライン申請ができます(一部除く)。詳しくは兵庫県警察のホームページをご確認ください。

□兵庫ゆずりあい駐車場制度

歩行が困難な人などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

★対象者★ 障害者手帳の交付を受けている人、要介護認定を受けた高齢者、難病患者、妊産婦、傷病人等で歩行が困難な人（傷病人等については医師の意見書が必要となります）

★内容★ 歩行が困難な人のための駐車スペースに駐車する際に掲示する利用証を発行します。

※駐車できることを保障するものではありません。

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係



□障害者有料道路通行料金の割引

障害者手帳（身体・療育／第 2 種）を所持する人がご自身で運転する場合、もしくは障害者手帳（身体・療育／第 1 種）の交付を受けている人が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に有料道路通行料を割引します。ただし 2 年ごとの更新が必要です。

★内容★ 通常料金の 5 割引

★申請に必要な書類★ 障害者手帳（身体・療育）・自動車検査証・運転免許証他

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

※障がい者 1 人につき 1 台のみ登録ができます。

※登録が可能な自動車は自動車検査証等に「自家用」と記録のあるもの（営業用に用いられていないもの）に限ります。また用途に「貨物・特殊」と記録されているものはご相談ください。

※ETC をご利用の場合も割引が適用されます。詳しくはお問い合わせください。

パソコン等でのオンライン申請（ETC 限定）も可能です。

・オンライン申請受付サイト：<http://www.expressway-discount.jp>

□福祉タクシー利用券の交付

在宅の重度障がい者（児）に対し、タクシー運賃の一部を助成します。

★対象者★ ○身体障害者手帳（1、2 級）の交付を受けている人

○療育手帳（A 判定）の交付を受けている人

○精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている人

★内容★ 1 枚 500 円の助成券を年間 72 枚交付

※1 回の利用額に対し 1,000 円未満は 1 枚、1,000 円以上は 2 枚、1,500 円以上は 3 枚まで使用可。ストレッチャー 1 回の利用につき、利用券 1 枚で 2,000 円の助成をします。（助成上限額：2,000 円）

※稲美町と契約しているタクシー会社でご利用いただけます。

※65 歳以上の人に交付している、高齢者優待利用券（バス・タクシー券）の交付を受けている人は、重複しての交付はできません。

★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係



□ヘルプカード・ヘルプマーク

周囲の人に配慮や支援が必要であると知らせるヘルプカード・ヘルプマーク(ストラップ)を配付しています。

★対象者★ 障がいのある人や高齢者など、周囲の人の支援や配慮が必要な人

★内 容★ ヘルプカード・ヘルプマーク(ストラップ)は、援助や配慮が必要なことが外見からはわからない人が、災害時や日常生活の中で困ったとき、周囲の人に配慮や支援が必要であると知らせるものです。

ヘルプマークは窓口でご申請いただけます。

ヘルプカードは町ホームページからダウンロードし、ご自身で印刷してご利用ください。

★窓 口★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係



□障害者自動車運転免許取得費助成

障がいのある人が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成します。

★対象者★ 次の(1)～(4)全てを満たす人を対象とします。

(1)障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けた人で、稲美町内に1年以上居住している人

(2)道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得した人

(3)運転免許取得に要した経費を自らの負担で支払いをした人

(4)自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上及び行動範囲の拡大に効果があると認められる障がい者で、交通機関の利用が非常に困難であると認められる人

★助成額★ 運転免許取得に要した経費の3分の2以内上限100,000円

※原則として、免許取得後1か月以内に申請してください。

★窓 口★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□障害者自動車改造費助成

障がいのある人が就労などに伴い、所有する自動車の改造を要する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

★対象者★ 次の(1)及び(2)に該当する人を対象とします。

(1)障害者手帳(身体)の交付を受けた上肢、下肢または体幹機能障がい者

(2)自らが所有し、運転する車の操行装置及び駆動装置の一部を改造することにより社会参加が見込まれる人

※所得制限があります。

★助成額★ 操行装置及び駆動装置の改造に係る経費 上限100,000円

★窓 口★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

□NHK放送受信料の減免

★対象者及び減免内容★ (1)は全額免除、(2)は半額免除

(1)障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けた人がいる、町民税非課税世帯の場合

(2)視覚障がい者または聴覚障がい者、重度の障がい者（障害者手帳（身体 1・2 級、療育 A 判定、精神 1 級））が世帯主で受信契約者本人の場合

★問合せ先★

NHK 神戸放送局

〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2-24-7 電話 078-252-5050

申請はマイナポータル連携による WEB 申請も可能です。詳しくは NHK ホームページ
をご確認ください。

□手話通訳者派遣事業

聴覚などに障がいのある人に手話通訳者を派遣します。

★対象者★ 障害者手帳（身体）の交付を受けた聴覚などに障がいのある人

★派遣することができる業務★

○各種申請・届出または相談（教育関係含む）のため、官公庁などの公的機関に出向くとき

○病気・出産・健康管理のために、医療機関に赴くとき

○その他、町長が社会生活上コミュニケーションを図ることが必要不可欠と認めたとき

※事前に利用登録が必要です。

★窓 口★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

★FAX★ 079-492-8030

□要約筆記者派遣事業

難聴など聴覚に障がいのある人に要約筆記者を派遣します。

★対象者★ 障害者手帳（身体）の交付を受けた聴覚などに障がいのある人

★派遣することができる業務★

○各種申請・届出または相談（教育関係含む）のため、官公庁などの公的機関に出向くとき

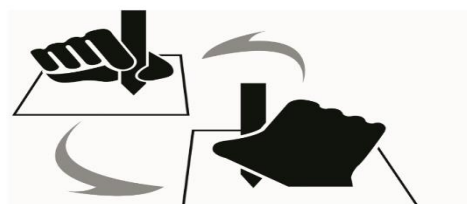
○病気・出産・健康管理のために、医療機関に赴くとき

○その他、町長が社会生活上コミュニケーションを図ることが必要不可欠と認めたとき

※事前に利用登録が必要です。

★窓 口★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

★FAX★ 079-492-8030



□避難行動要支援者支援制度

災害時に自ら避難することが困難である人(避難行動要支援者)の名簿を作成し、本人の同意がある場合は、平常時から自治体・自主防災組織及び民生委員・児童委員(避難支援等関係者)に名簿情報を提供し、災害時の迅速な情報提供や避難支援等に努めます。

※地域への情報提供により、災害発生時に避難支援者等からの支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援者自身やその家族などの安全が前提であるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

- ★ 対 象 者 ★
- 要介護認定3～5を受けている人
 - 身体障がい者(児)(障害者手帳(身体1・2級)の交付を受けている人)
 - 知的障がい者(児)(障害者手帳(療育A判定)の交付を受けている人)
 - 精神障がい者(障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳1級)の交付を受けている人)
 - 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
 - その他、特に支援の必要がある人(例:75歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳以上の寝たきり高齢者等)

★ 窓 口 ★ 稲美町役場 地域福祉課 ②地域福祉係

□携帯電話基本料金等の割引

- ★ 対 象 者 ★ 障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けた人
★ 問合せ先 ★ 各携帯電話取扱店



□障がい児・者歯科診療体制について

当地域の協力歯科医院

協力歯科医院では、障がいのある人や歯科治療が難しい人に配慮した歯科診療を行っています。

協力歯科医院一覧は
こちらの二次元コード
から検索できます。



加古川歯科保健センター

協力歯科医院で対応が困難な患者様については、加古川歯科保健センターにおいて、より専門的な歯科治療や全身麻酔下または静脈麻酔(静脈内鎮静)下の歯科治療を受けることができます。
※完全予約制のため、事前にお電話にて(☎TEL:079-431-6060)予約ください。



Ⅶ 税金の減額・免除

※詳しくは、それぞれの窓口でお尋ねください。

税目	名称	条件など				所得から差し引かれる金額	窓口
住民税	障害者控除	本人 ・ 同一生計 配偶者 ・ 扶養親族	障害者手帳	身 体 3 ～ 6 級	所得控除 26 万円	稲美町役場 ⑦ 税務課	
				療 育 B 1 ・ B2 判 定			
				精 神 2 ・ 3 級			
				身 体 1 ・ 2 級	所得控除 30 万円		
				療 育 A 判 定			
				精 神 1 級			
		同一生計 配偶者 ・ 扶養親族	同居特別障害者（に該当）		所得控除 53 万円		
	住民税	前年の合計所得金額が 135 万円以下の障害者					非課税

税目	名称	条件など			所得から差し引かれる金額	窓口
所得税	障害者控除	本人・ 同一生計 配偶者・ 扶養親族	障害者手帳	身体 3 ～ 6 級	所得控除 27 万円	⑫ 加古川税務署
				療育 B 1 ・ B2 判定		
				精 神 2 ・ 3 級		
				身 体 1 ・ 2 級	所得控除 40 万円	
				療 育 A 判 定		
		精 神 1 級				
	同一生計 配 偶 者・ 扶養親族	同居特別障害者（に該当）			所得控除 75 万円	
金融機関で身体障害者手帳など確認書類を提示し、手続きを行って預け入れる預貯金などについては利子が非課税になる制度があります。（元本 350 万円以内）					各金融機関	
贈与税	特定障害者の 信託受益権の非課税 制度	障害者手帳	身体 1・2 級	左記の方を受益者とする特定障害者扶養信託契約を結んだ人	非課税 （最大 6,000 万円まで）	⑫ 加古川税務署
			療育 A 判定			
			精 神 1 級			
		精神保健福祉センター等で知的障がい者と判定された人			非課税 （最大 3,000 万円まで）	
		精神保健福祉手帳の交付を受けた人				
		精神又は身体に障がいのある年齢 65 歳以上で、知的障がい者に準ずるとして市町村長の認定を受けた人				
相続税	障害者控除	相続人	障害者手帳	身体 3 ～ 6 級	税額控除 85 歳になるまでの年数× 10 万円	⑫ 加古川税務署
				療育 B 1 ・ B2 判定		
				精 神 2 ・ 3 級		
				身 体 1 ・ 2 級	税額控除 85 歳になるまでの年数× 20 万円	
				療 育 A 判 定		
				精 神 1 級		

税目	条件など		窓口	
個人事業税	課税対象外	重度の視力障がい者（両眼の視力が 0.06 以下の人）が行うあんま、はりなど医業に類する事業	⑬ 加古川県税事務所	課税第1課 079-421-9902
自動車税	減 免	障がい者又はその障がい者と生計を一にする人が所有し、もっぱら当該障がい者のために使用する自動車。 *障がい者一人につき普通自動車または軽自動車どちらか1台に限ります。		自動車税課 079-421-9271
軽自動車税		<u>※税目によって減免の申請期間、要件が異なりますので、申請前に各県税事務所または税務課までお問い合わせください。</u>		稲美町役場 ⑦税務課



VIII その他の制度

□交通費の割引

※詳しくは、それぞれの窓口でお尋ねください。

※各手帳を発売窓口（タクシーについては乗車の際）に提示してください。

J R・私鉄運賃	利用する人		種類	割引率	窓口
	第1種障がい者	○単独で利用する場合 片道100 kmを超えて利用する場合に限る。	普通乗車券	5割引	駅の窓口で 手帳を提示
		○介護者とともに利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	障がい者、介護者とも5割引 ※定期乗車券は小児への割引 はないが介護者への割引あり	
	第2種障がい者	○単独で利用する場合 片道100 kmを超えて利用する場合に限る。	普通乗車券	5割引	
		○介護者とともに利用する場合 12歳未満の障がい児が定期乗車券によって利用する場合に限る。	定期乗車券	介護者に対して5割引 ※定期乗車券は小児への割引 はないが介護者への割引あり	

民間バス	利用する人		普通運賃、回数運賃の割引率	窓口
	第1種障がい者（介護者付き）		障がい者・介護者とも5割引	各バス会社
	第2種障がい者（本人のみ）		障がい者のみ5割引	

※定期券は、3割引

国内航空運賃	割引内容		窓口
	障がい者割引運賃は、航空会社が設定するものであり、航空会社または路線によって、適用範囲等異なる（取り扱いがない）ことがあります。		利用する航空会社

タクシー	利用する人		割引率	窓口
	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)		乗車料金の1割引	兵庫県タクシー協会 078-862-9292

（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、ご利用になるタクシー会社にお問い合わせください。）

□サポートファイル「アーチ」

「サポートファイル」は、保育所や幼稚園・学校・医療機関・就労先などで、本人について知ってほしい様々な情報(好きなことや苦手なこと、困ったことが起こった場合の対応方法など)をまとめたものです。

このファイルによって、本人やご家族と周囲の人が情報を共有し、コミュニケーションを図ることで、乳幼児期から学齢期、青年期にかけて継続的な関わりができ、本人が安心して社会生活を送るために役立てるものです。

作成・保管するのは、ご本人または保護者です。

様式は稲美町ホームページ（稲美町地域自立支援協議会）からダウンロードできます。もしくは役場窓口（地域福祉課・こども課・教育委員会）でも配付しています。



★窓 □★ 稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係（電話 079-492-9136）

★窓 □★ 稲美町役場 こども課 育児支援係 （電話 079-492-9155）

★窓 □★ 稲美町役場 教育委員会 （電話 079-492-9149）

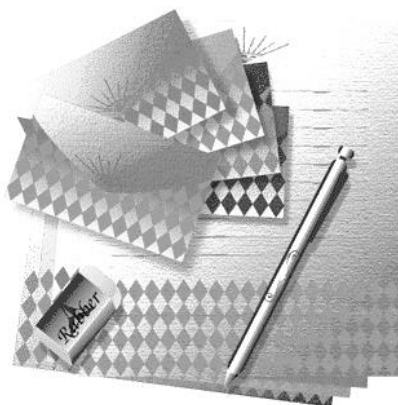
□郵便料金の減免 ※詳しくは、郵便局でお尋ねください。

対象者	種類	金額
視覚障がい者	点字ゆうパック（30Kg 以下）※1	サイズによって異なります
重度身体・知的障がい者	心身障がい者用ゆうメール※2	重さによって異なります
聴覚障がい者	聴覚障がい者用ゆうパック（30Kg 以下）※3	サイズによって異なります

※1 内容は点字のみを記載したものに限りません。発送・受け取りに規定はありません。

※2 身体に重度の障がいのある人又は重度の知的障がいのある人と一定の図書館との間で発送・受け取りされるものに限りません。（図書館につきましては、事前にご確認ください。）

※3 聴覚障がい者用ビデオテープ等を内容とし、聴覚障がい者と日本郵便㈱が指定する施設との間で発送・受け取りされるものに限りません。



□社会福祉協議会の事業（窓口 ⑰稲美町社会福祉協議会）

◇福祉用具（車いすなど）の無料貸出

自走式・介助式があります。介護保険制度の介護認定が「要介護 1」以下の方に優先的に貸し出します。

◇点訳

視覚障がい者に対し、稲美町広報・社協だより・小説などの点訳本を配布しています。点訳希望図書があればお問い合わせください。

◇朗読

稲美町広報・議会だより・社協だより・希望図書などをカセットテープやCDに録音し、視覚障がい者に配布しています。

◇日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用に伴う情報提供、契約手続きの援助を行います。

◇生活福祉資金貸付事業

他制度の利用が困難な低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯の一時的な経済的ニーズに応えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

また、この制度は単に資金の貸付を行うものではなく、社会福祉協議会やお住まいの地域を担当する民生委員がさまざまな過程で援助・助言を行う場合があります。

◇居宅介護支援事業所こぶし（認知症相談）

どこに相談してよいかわからない、どう対応してよいかわからないなど、お困りの場合、まずはお電話ください。（電話 079-492-8779）

◇見守り配食事業

安否確認とふれあいを目的に昼食として毎週水曜日にお弁当（1食200円）をお届けする事業です。（ただし、7月～8月、祝日、年末年始は休止。）

◇視覚障がい者交流会

視覚障がいの人を対象に年間数回交流会を開催しています。

◇聴覚障がい者交流会（耳の日のつどい）

聴覚障がいの人を対象に毎年3月に交流会を開催しています。

◇おもちゃライブラリー

就学前の幼児対象におもちゃで自由に遊ぶひろば。木のおもちゃがたくさんあります。

原則、毎月1回10時から11時30分まで 加古福祉会館

（問い合わせ：⑰社会福祉協議会 492-8668）

◇生きづらさをかかえる成人をもつ親のつどい

発達障がいなどのちょっとした違いで社会とうまく距離がつかめないなどの困り感をお持ちの成人の子どもを持つ親の会です。悩みや情報の分かち合いを目的としています。

原則、毎月第2水曜日10時から12時まで 障害者ふれあいセンター（参加費無料）

◇オープンカフェ

100円でコーヒー・紅茶・緑茶 おかわり自由。どなたでもお越しいただけます。

原則、毎月第2金曜日（8月お休み）10時から11時30分まで 障害者ふれあいセンター

□成年後見制度

認知症等により判断能力が十分でない高齢者等の財産や権利を守り、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、次のような区分があります。

◎法定後見

区 分	本人の判断能力	援助者の種類	内 容
後 見	判断能力が欠けている のが、通常状態の人	成年後見人	・ 家庭裁判所が援助者を選定し、その 援助者が本人に代わって様々な判断 をしながら本人の利益や権利を守り ます。 ・ 監督人を選任することがあります。
保 佐	判断能力が著しく 不十分な人	保 佐 人	
補 助	判断能力が不十分な人	補 助 人	

◎任意後見

区 分	本人の判断能力	援助者の種類	内 容
任意後見	あらかじめ任意後見 契約を結んでおき、 本人の判断能力が低 下した場合	任意後見人	・ 本人の判断能力が不十分になったと きに、本人があらかじめ結んでおい た任意後見契約にしたがって任意後 見人が本人を援助します。 ・ 家庭裁判所が任意後見監督人を選任 したときから、その契約の効力が生 じます。

★ 問 合 せ 先 ★

②⑩神戸家庭裁判所姫路支部 (☎079-281-2079)

〒670-0947

姫路市北条 1 丁目 250 番地

(本人の生活拠点を管轄する家庭裁判所にて手続きをします。)

◎成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立てをする親族がいない場合や、申立てをする費用及び後見人の報酬の負担ができない人を支援する制度です。

★ 問 合 せ 先 ★

稲美町役場 地域福祉課 ①障がい福祉係

(電話 079-492-9136)

稲美町役場 健康福祉課 ③高齢福祉係

(電話 079-492-9137)

□就労相談・紹介・訓練等

◎加古川障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の一般就労とそれにかかる生活を応援します。また、事業主支援も行います。センターは地域の社会資源の一つで、関係機関と連携したチームで支援します。

★事業内容★ 就業・雇用に関する相談、就業評価、支援（実習支援、就職支援、定着支援）、啓発活動、働き続けるために必要な生活支援

★対象者★ 一般就労を目指す人又は一般就労をしている人
障がい種別は問いません。

★相談窓口★ ②加古川はぐるま福祉会 加古川障害者就業・生活支援センター
〒675-0002 加古川市山手1丁目11-10
電話 079-438-8728 （まずは電話でご相談ください）

◎ハローワーク加古川（加古川公共職業安定所）

（1）障がいのある人等の職業相談や職業紹介を行う専門支援窓口があります。

（月～金 8時30分から17時15分まで、土・日・祝日、12月29～1月3日はお休みをいただいています）

（2）精神・発達障害者雇用サポーターによる就労に向けてのカウンセリング等を実施。

（月～金曜日：10時から12時、13時から16時の間で1枠45分程度。要予約）

※雇用サポーターは通常の職業相談業務も行っていますので、予約されていても多少スタートが遅れる可能性があることをご了承ください。

★相談窓口★ ⑭ハローワーク加古川（加古川公共職業安定所）専門援助部門
〒675-0017 加古川市野口町良野1742
電話 079-421-9125



福祉施策一覧表

(注：○は該当、△は一部該当)

業 名		身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			頁
		1	2	3	4	5	6	A	B 1	B 2	1	2	3	
手帳	障害者手帳の交付（身体・療育・精神）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
支自 援立	障がい福祉サービスの利用 （18 歳以上は障害支援区分認定が必要／65 歳以上介護保険サービスが優先）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	7
	障害児通所支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	7
具補 等装	補装具費の支給・修理（障がい部位等の条件あり）	△	△	△	△	△	△							8
	日常生活用具・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付の給付 （障がい部位等の条件あり）	△	△	△	△	△	△							9
年金・手 当の支 給	重度心身障害（児）介護手当の支給（受給資格の条件あり）	△	△					△			△			10
	特別障害者手当の支給（20 歳以上）（受給資格の条件あり）	△	△					△			△			10
	障害児福祉手当の支給（20 歳未満）（受給資格の条件あり）	△	△					△			△			10
	特別児童扶養手当の支給（受給資格の条件あり）	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	10
	児童扶養手当の支給（受給資格の条件あり）	△	△					△			△			10
	障害基礎年金・障害年金生活者支援給付金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	10
	特別障害給付金	△	△					△			△			11
	外国籍障害者等福祉給付金	△	△					△			△			11
医 療	自立支援医療（更生医療：18 歳以上）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			12
	自立支援医療（育成医療：18 歳未満）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			12
	自立支援医療（精神通院）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	12
	指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△				12
	重度障害者・高齢重度障害者医療費助成	○	○	△				○	○		○	○		13

	業 名		身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			頁
			1	2	3	4	5	6	A	B 1	B 2	1	2	3	
社会参加の促進	障害者通所費用助成事業		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	14
	駐車禁止除外指定車標章（障がい部位等の条件あり）		○	△	△	△	△	△	○			○			14
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証（障がい部位等の条件あり）		△	△	△	△	△	△	○			○			15
	有料道路通行料金の割引（第 2 種身体障害は本人運転のみ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○				15
	福祉タクシー利用券の交付		○	○					○			○			15
	ヘルプカード・ヘルプマーク		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
	自動車運転免許取得費助成（条件あり）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	16
	自動車改造費の助成（障がい部位等の条件あり）		△	△	△	△	△	△							16
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（聴覚障がい者／手話が必要な人）		○	○	○	○	○	○							17
	避難行動要支援者支援制度		○	○					○			○			18
	電話番号案内・携帯電話基本料金等の割引		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	18
税金の減額・免除	住民税・所得税の所得控除	障害者控除			○	○	○	○		○	○		○	○	19
		特別障害者控除（同居特別障害者控除）	○	○					○			○			19
	相続税の税額控除（特別障害者は減免額増額あり）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
	個人事業税（重度の視力障害者のあんま等医療事業）		○	○	○	○	△	△							20
	軽自動車税の減免		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
	自動車税（障がい部位・運転者・所有者等の条件有）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	20
公共料金等の減免	JR・私鉄運賃割引	第 1 種障がい者（介護者 1 名と乗車）	○	△	△	△			○			○			21
		第 2 種障がい者（本人のみ対象／距離条件等あり）		○	○	○	○	○		○	○		○	○	21
	バス運賃割引	第 1 種障がい者（介護者 1 名と乗車）	○	△	△	△			○			○			21
		第 2 種障がい者（本人のみ対象／距離条件等あり）		○	○	○	○	○		○	○		○	○	21
	航空旅客運賃割引		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	21
	タクシー運賃割引乗車料金の 1 割引（障害者手帳原本の提示）		○	○	○	○	○	○	○	○	○				21
	NHK 放送受信料の減免		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	17

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害者	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれと機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそれと機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語声明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそれと機能の著しい障害	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの） ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれかの一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

級別	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	①体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	①同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。 ②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上位の等級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 ⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。									

※太線は旅客鉄道株式会社旅客運賃減額（第1種・2種）を表しています。太線より上は第1種、下は第2種。